

## 横浜市立大学国際教養学部教授会規程

制 定 平成 31 年 4 月 1 日 規程第 14 号

最近改正 令和 8 年 4 月 1 日 規程第 63 号

(構成)

第 1 条 国際教養学部教授会（以下「教授会」という。）は、国際教養学部の専任教員をもって組織する。

(議長及び招集)

第 2 条 国際教養学部長（以下「学部長」という。）は、教授会を招集し、その議長となる。

2 教授会は、月 1 回開催する。ただし、必要がある場合は、臨時に召集することができる。

(定足数)

第 3 条 教授会は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第 4 条 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(審議事項等)

第 5 条 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、転学部、転学科、留学、学士入学等学生の身分に関すること。
- (2) 学部運営会議から付議された、学部の教育等に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び教授会を置く組織の長（以下この項において「学長等」という）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(委員会)

第 6 条 教授会は、必要がある場合には、各種の委員会を設けて審議事項の調査研究を委託することができる。

2 委員会は、委託事項を調査研究し、その結果を学部長を通して教授会に提出しなければならない。

(その他)

第 7 条 教授会の運営、手続等については、別に定める。

附 則（平成31年規程第14号）

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和８年規程第63号）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。